

津島市天王川公園

質問回答書(別添 1-14)

目 次

- P1 別添 1 : スロープ鳥瞰図(エリア 7 南側)
- P2 別添 2 : エリア 1(レストラン等の飲食店)拡幅
- P3 別添 3 : 下水道計画図
- P4 別添 4 : 津島市街頭防犯カメラの設置及び運用に関する要綱
- P7 別添 5 : 寄附物件一覧
- P9 別添 6 : 駐車場設計・施工指針等
- P14 別添 7 : 駐車場(エリア 8)拡幅
- P15 別添 8 : 駐車場(エリア 8)拡幅
- P16 別添 9 : 都市公園法第 2 条第 2 項及び都市公園法施行令第 5 条
- P18 別添 10 : 年末年始駐車台数
- P19 別添 11 : 金抜き設計書(仕様書 9-14)
- P62 別添 12 : 水質調査結果
- P64 別添 13 : 意見・要望一覧表
- P66 別添 14 : 小学校通学路図

スロープ鳥瞰図(エリア7南側)



別添2 エリア1(レストラン等の飲食店)拡幅
 (5) 事業対象区域

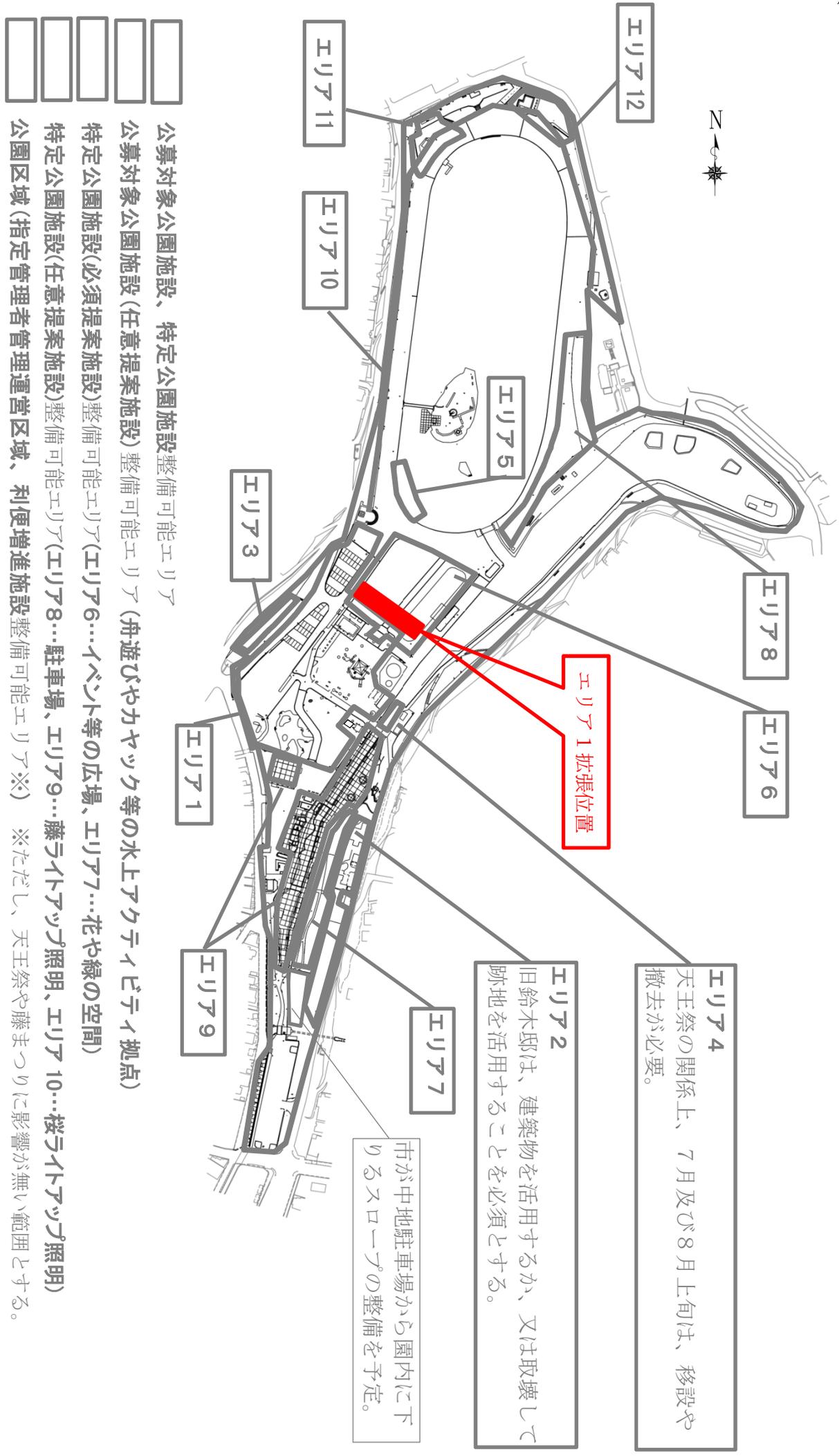
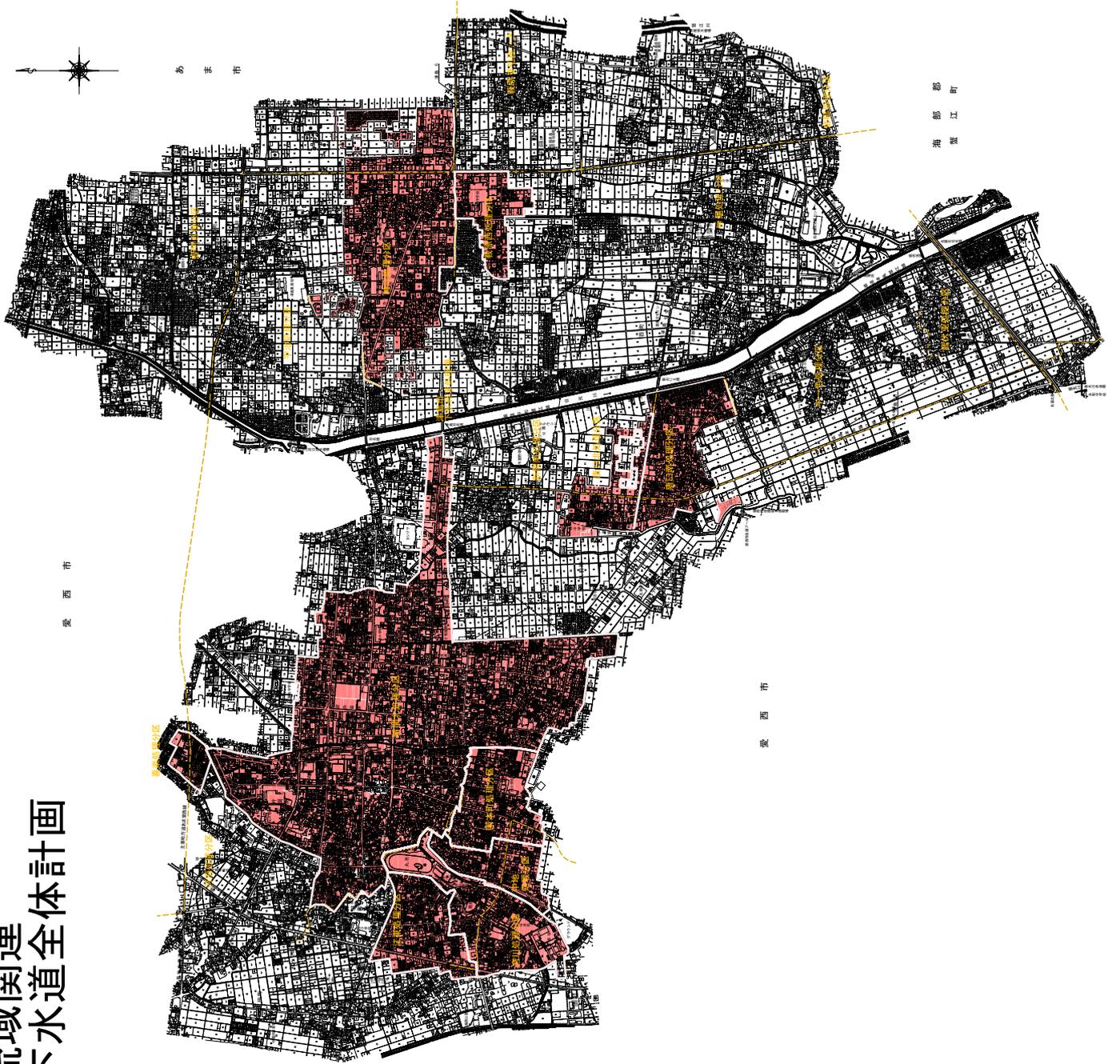


図 2 事業対象区域図

日光川下流域関連 津島市公共下水道全体計画



記号	名称
---	市街化区域
---	下水道全体計画区域
---	処理分区域
---	汚水幹線管渠
---	流域下水道幹線
□	流域幹線接続点
■	流域関連公共下水道事業計画区域

日光川下流域関連	
津島市公共下水道全体計画	
図面	図番
一般図号	1
縮尺	1/15000(A1)
津島市上下水道部	

津島市街頭防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における犯罪を未然に防止し、犯罪のないまちづくりを推進するために、市が設置し、管理する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 市が街頭に設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、及び記録する機能を有するものをいう。

(2) 画像 防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

(3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(管理責任者の設置)

第3条 防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。

2 管理責任者は、それぞれの防犯カメラを所管する課の長をもって充てる。

(防犯カメラの設置)

第4条 防犯カメラを設置する場所は、市の施設のほか、市長が定める場所とする。

2 防犯カメラの設置に当たっては、原則として道路、公園、河川その他公共の用に供する場所を撮影対象区域とし、特定の個人及び個人が所有する建物等を監視することとならないよう配慮しなければならない。

(個人情報保護条例の遵守)

第5条 管理責任者は、この要綱に定めるもののほか、津島市個人情報保護条例(平成16年津島市条例第27号)に規定する事項を遵守し、個人情報の保護のため適切な措置を講じなければならない。

(管理責任者の秘密保持義務)

第6条 管理責任者は、画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(防犯カメラの運用)

第7条 管理責任者は、防犯カメラの運用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 防犯カメラによる撮影範囲が、最も適切な範囲となるよう調整すること。

(2) 防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラが作動している旨を表示すること。

(稼働時間)

第8条 防犯カメラの稼働時間は、24時間とする。

(記録媒体の管理)

第9条 画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）を保管する期間は、当該画像が記録されたときから起算して14日以内とし、当該期間を経過した後は、管理責任者は、速やかに、これを消去するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 管理責任者は、記録媒体を保管するときは、当該画像を編集し、又は加工することなく、撮影時の状態のまま保管しなければならない。

3 管理責任者は、画像を複製し、又は印刷してはならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

4 管理責任者は、前3項に定めるもののほか、画像及び記録媒体について、流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故（以下「画像等の流失等」という。）が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

5 管理責任者は、画像等の流失等があったときは、速やかに、これを市長に報告しなければならない。

(画像情報の目的外利用及び提供の制限)

第10条 管理責任者は、記録媒体を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合で、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 犯罪捜査を目的として、捜査機関から文書により提供を求められたとき。

(2) 法令に基づき、文書により提供を求められたとき。

(3) 市民等の生命又は身体に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

2 管理者責任は、画像情報の提供を行うときは、画像情報提供記録簿（別記様式）に記録しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式（第 10 条関係）

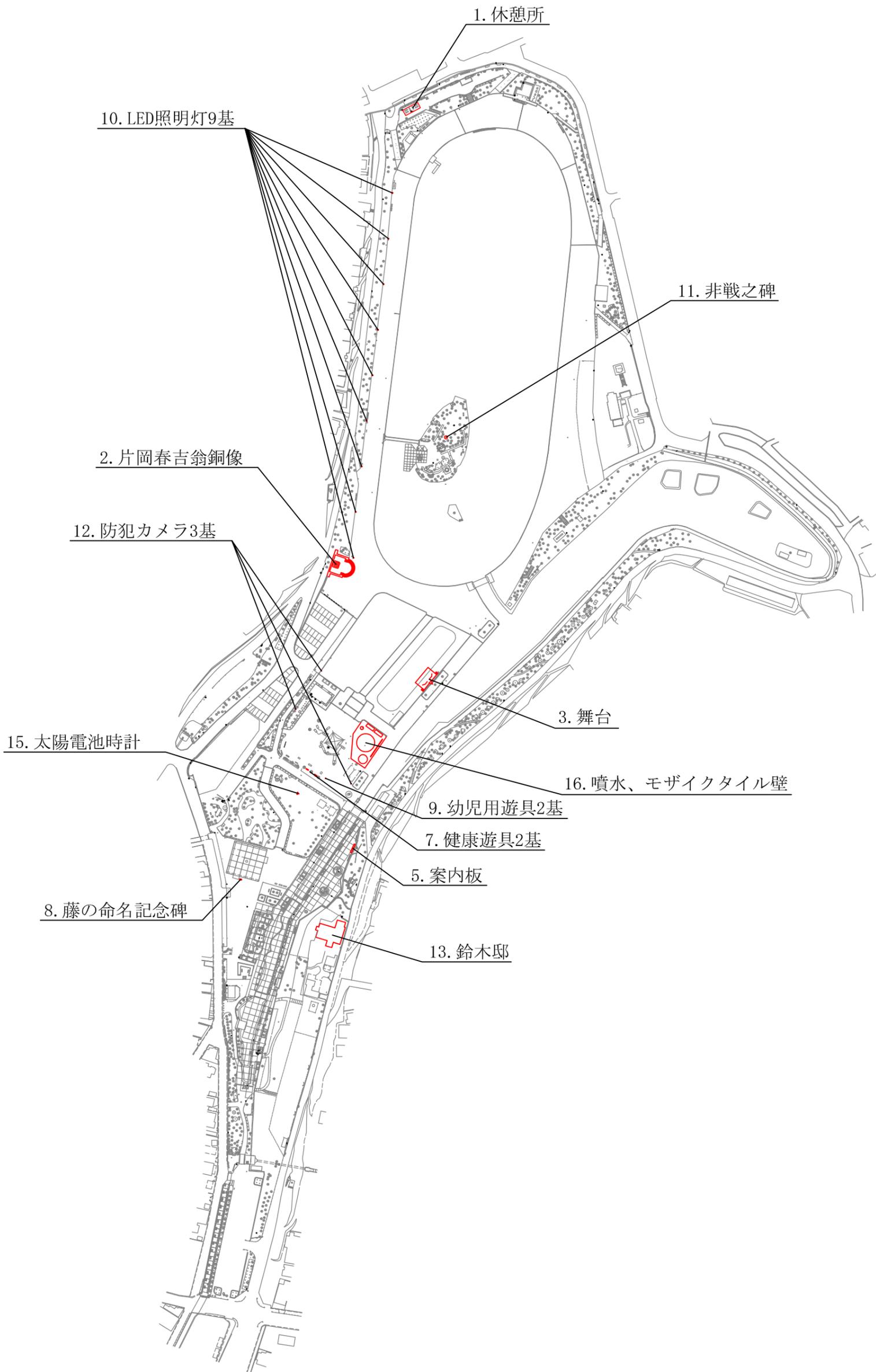
画像情報提供記録簿

提供日時	平成 年 月 日
提供先	
提供理由	
提供データの期間及び時間帯	平成 年 月 日 時 分 平成 年 月 日 時 分
返却予定日	平成 年 月 日
その他の事項	

寄附物件一覧表

	寄附年月日	寄 附 物 件
1	S51.10.22	休憩所1棟(お旅所西側)
2	S62.2.3	片岡春吉翁銅像施設一切
3	H5.1.13	舞台
4	H7.6.6	ベンチ8基、テーブルセット2基
5	H15.2.10	案内板
6	H20.9.4	ベンチ(ギ木)1脚
7	H20.12.24	健康遊具2基
8	H22.4.24	藤の命名記念碑
9	H22.7.7	幼児用遊具2基
10	H23.11.14	LED照明灯9基
11	H27.10.8	非戦之碑
12	H28.9.28	防犯カメラ3基
13	H28.9.28	鈴木邸
14	H29.3.3	ベンチ5基
15	H30.3.9	太陽電池時計1台
16	R1.12.27	噴水、モザイクタイル壁(遊具広場)
17	R2.9.24	ベンチ(背有り2基、背無し3基)
18	R4.3.31(予定)	藤棚フットライト40基

寄附物件位置図



※ベンチ、藤棚フットライトは多数のため、位置図にプロットしていない。

駐車場設計・施工指針について

平成4年6月10日 道企発第40号
道路局企画課長から各地方建設局道路部
長・北海道開発局建設部長・沖縄総合事務
局開発建設部長・道路関係四公団担当部
長・各都道府県担当部長・各政令市担当局
長あて通達

改正 平成6年9月28日建設省道企発第63号

今般、別添のとおり、駐車場設計・施工指針を作成したので、今後、道路附属物としての駐車場を整備するに当たっては、これによられたく通知する。

都道府県におかれては、貴管下市町村（地方道路公社も含む。）に対しても周知徹底されたく願います。

なお、道路占用物件として道路の地下に設ける駐車場については、本指針第3編第1章から第3章の規定の適用を受ける旨、建設省道路局路政課長から通知（平成4年6月10日、建設省道政発第46号）されており、また、道路附属物及び道路占用物件としての地下駐車場であって、その躯体部分が建築基準法の適用を受けるものについては、本指針第3編第1章から第3章の規定は建築基準法の構造強度に係る規定と同等以上の効力を有する旨、建設省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主務部長あて通知（平成4年6月10日、建設省住指発第195号）されているので申し添える。

2. 3. 3 歩行者用通路

歩行者用通路は、駐車場内での歩行者の安全に配慮し、必要に応じて設けるものとする。

2. 3. 4 入出庫口

駐車場の入出庫口は、周辺の道路状況・交通状況・土地利用状況等を考慮の上、歩行者の安全と周辺道路の交通流への影響が少なく、かつ円滑な出入りが可能となるよう配慮して計画するものとする。

2. 3. 5 利用者の出入口

出入口は、利用者の動線および利便性を考慮し、道路、広場、公園等に通じる場所に設置するものとする。なお、出入口の構造は、風雨等が侵入しにくいよう、必要に応じて屋根および側壁等を設けるものとする。

2. 3. 6 サービス施設

利用者の利便を図るため、必要に応じてサービス施設を設けるものとする。

2. 3. 7 管理用施設

駐車場には、必要に応じて管理用施設を設けるものとする。

2. 4 構造一般

2. 4. 1 設計対象車両

駐車場の設計の対象とする自動車は、以下の車種に分類する。

軽自動車

小型乗用車

普通乗用車

小型貨物車

大型貨物車およびバス

この車種の中から設計対象車両を選定して、駐車場の幾何構造設計を行うものとする。

2. 4. 2 駐車ます

駐車ますの大きさは、設計対象車両に応じて、表-2. 4. 1に示す値以上とすることを原則とする。

表-2. 4. 1 駐車ますの大きさ

[単位：m]

設計対象車両	長さ	幅員
軽自動車	3.6	2.0
小型乗用車	5.0	2.3
普通乗用車	6.0	2.5
小型貨物車	7.7	3.0
大型貨物車およびバス	13.0	3.3

2. 4. 3 天井の有効高さ

天井の有効高さは、設計対象車両に応じて車路では、表-2. 4. 2の左欄に示す値以上、車室では右欄に示す値以上とすることを原則とする。

表-2. 4. 2 天井の有効高さ

[単位：m]

設計対象車両	車路	車室
軽自動車	2.3	2.1
小型乗用車	2.3	2.1
普通乗用車	2.4	2.2
小型貨物車	3.7	3.5
大型貨物車およびバス	4.1	3.9

2. 4. 4 車路の幅員

(1) 車室に面した車路の幅員

駐車ますに車両を駐車させるための後退・転回等が行なわれる車路（以下「車室に面した車路」という）の幅員は、表-2. 4. 3の左欄に示す値を確保することが望ましいが、空間の制約等によりやむを得ない場合には、右欄に示す値まで縮小することができる。

表-2. 4. 3 車室に面した車路の幅員

[単位：m]

設計対象車両	幅員		幅員	
	歩行者用通路 なし	歩行者用通路 あり	歩行者用通路 なし	歩行者用通路 あり
軽自動車	7.0	6.5	5.5	5.5 (対面通行)
小型乗用車				5.0 (一方通行)
普通乗用車				
小型貨物車	7.5	7.0	6.5	6.0
大型貨物車およびバス	13.0	12.5	11.5	11.0

(2) 車室に面していない車路の幅員

車両の後退・転回等が行なわれることなく、車両の通行のみに用いられる車路（以下「車室に面していない車路」という）の幅員は、表-2. 4. 4に示す値以上の幅員を確保するものとする。

津島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 (平成25年3月29日条例第8号)

最終改正:

改正内容:平成25年3月29日条例第8号 [平成25年4月1日]

(駐車場)

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、規則で定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 前項の駐車施設は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

津島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年3月29日規則第7号)

最終改正:

改正内容:平成25年3月29日規則第7号 [平成25年4月1日]

(駐車場)

第4条 条例第4条第1項の規則で定める数は、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数とし、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数とする。

2 条例第4条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

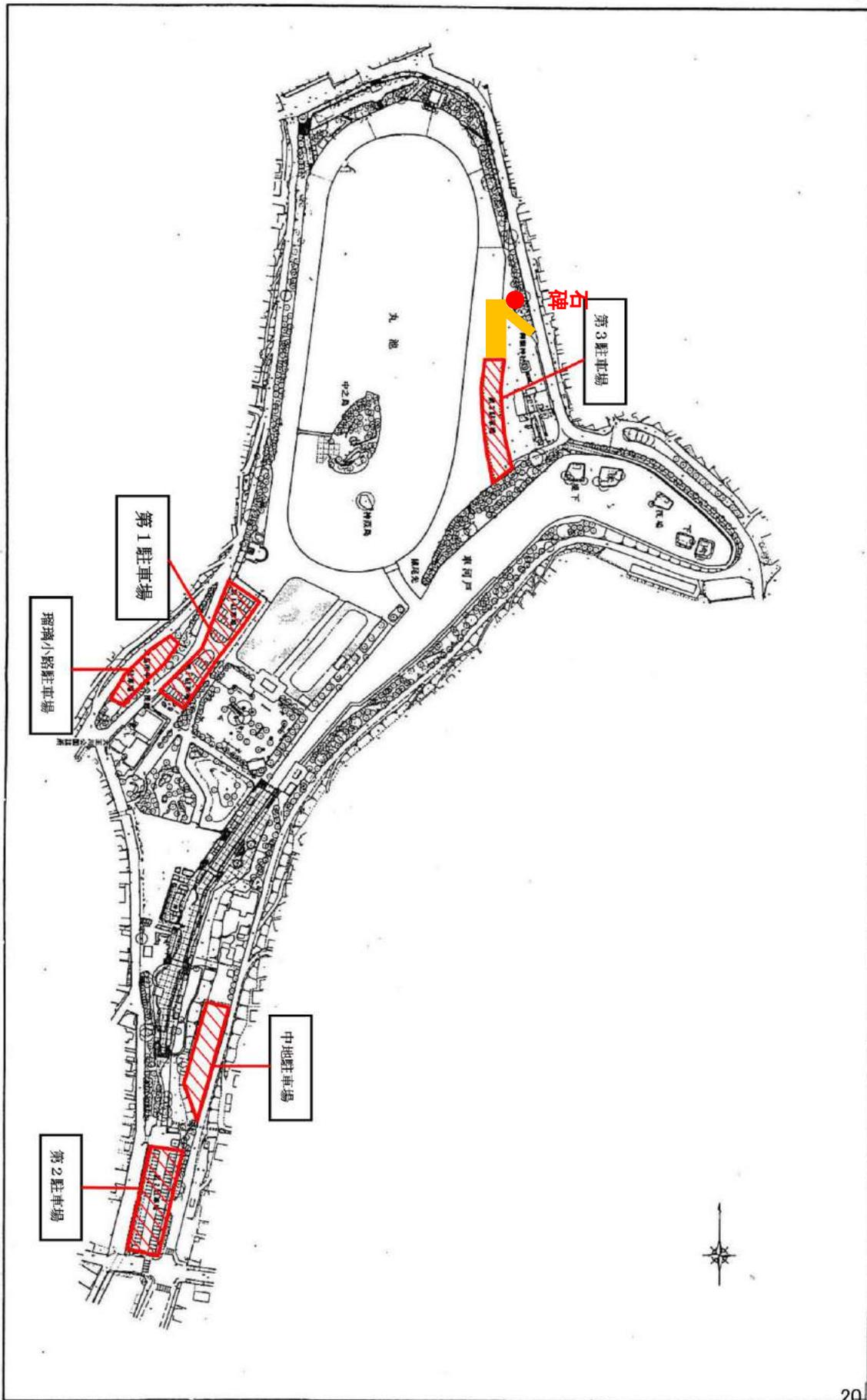
(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。

(2) 当該駐車施設又はその付近に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設である旨の表示をすること。

駐車場(エリア8)拡幅

駐車場現況図

天王川公園平面図



別添8 駐車場(エリア8)拡幅
 (5) 事業対象区域

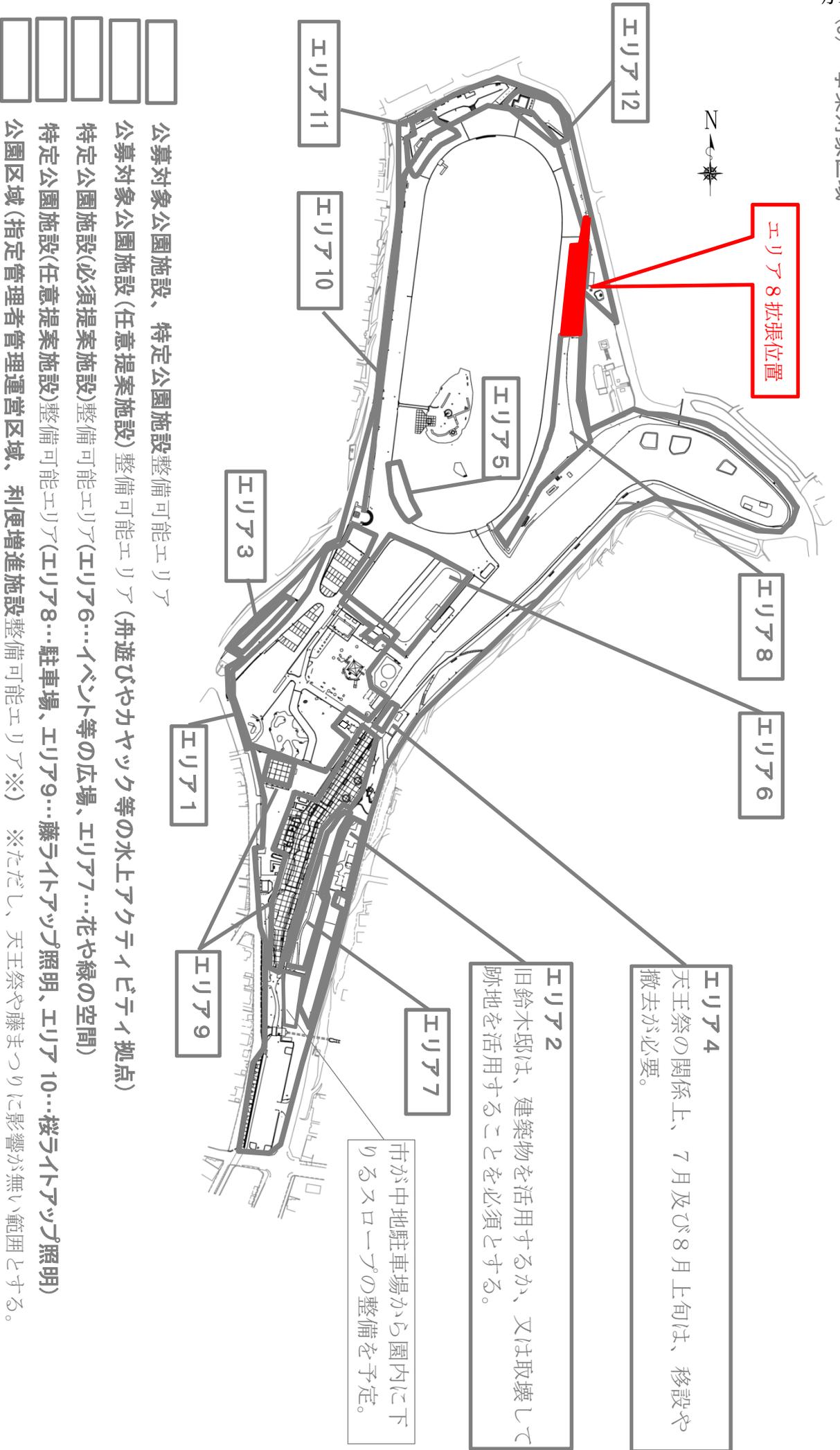


図 2 事業対象区域図

都市公園法(昭和31年4月20日法律第79号)

最終改正:平成29年5月12日号外法律第26号

改正内容:平成29年5月12日号外法律第26号[平成30年4月1日]

(定義)

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

- 一 都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。)である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
 - 二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
 - イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(口に該当するものを除く。)
 - ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地
- 2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。
- 一 園路及び広場
 - 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
 - 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
 - 四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
 - 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
 - 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
 - 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
 - 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
 - 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの
- 3 次の各号に掲げるものは、第一項の規定にかかわらず、都市公園に含まれないものとする。
- 一 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)の規定により決定された国立公園又は国定公園に関する公園計画に基いて設けられる施設(以下「国立公園又は国定公園の施設」という。)たる公園又は緑地
 - 二 自然公園法の規定により国立公園又は国定公園の区域内に指定される集団施設地区たる公園又は緑地

都市公園法施行令(昭和31年9月11日政令第290号)

最終改正: 令和2年9月4日号外政令第268号

改正内容: 令和2年9月4日号外政令第268号[令和2年9月7日]

(公園施設の種類)

- 第五条** 法第二条第二項第二号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するものとする。
- 2 法第二条第二項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。
- 一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設
- 3 法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。
- 一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設
- 4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。
- 一 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設
- 5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。
- 一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの
 - 二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設
- 6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第百二十二号)第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。)、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。
- 7 法第二条第二項第八号の政令で定める管理施設は、門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場(廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。)、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設(環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。第三十一条第八号において同じ。)その他これらに類するものとする。
- 8 法第二条第二項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

天王川公園(丸池周辺園路)年末年始駐車台数

日付	平成31年		令和2年		令和3年	
	普通自動車	大型バス	普通自動車	大型バス	普通自動車	大型バス
1月1日	約12,000台	0台	約12,000台	0台	約3,500台	0台
1月2日	約6,000台	0台	約6,500台	0台	約4,500台	0台
1月3日	約4,000台	0台	約6,000台	4台	約4,800台	0台
1月4日	約3,500台	2台	約3,000台	5台	約3,000台	0台
1月5日	約3,000台	10台	約3,000台	22台	約3,000台	0台
1月6日	約2,000台	25台	約1,000台	3台	約800台	15台
1月7日	約1,000台	4台	約300台	1台	約200台	0台
合計	約31,500台	41台	約31,800台	35台	約19,800台	15台

※近隣の路上駐車防止、渋滞緩和、津島市の観光振興のため、丸池周辺を駐車場として利用。

※大晦日は、1月1日に含む。

※12月31日午後10時～1月1日午前8時、1月1日～1月7日：午前8時～午後5時

委託費内訳表							1/3
費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要		
樹木剪定工							
高木剪定	本	62			代価表 第1号		
幹周60cm未満							
高木剪定	本	95			代価表 第2号		
幹周60cm以上120cm未満							
高木剪定	本	13					
幹周120cm以上180cm未満							
寄植剪定	m ²	2600			代価表 第3号		
樹高60cm以上300cm未満							
藤剪定	m ²	47					
害虫駆除	m ²	47					
高所作業車 17m	日	2					
高所作業車 22m	日	2					
切枝処分 (運搬費込)	t	22					
藤施肥工	m ²	47					

委託費内訳表						2/3
費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要	
防除工						
薬剂散布工	本	540			2回以上	
こも巻工	式	1				
松切下げ工	本	2				
法面除草工(機械)	m ²	5800			代価表 第4号	
法面除草工(人力)	m ²	4000			代価表 第5号	
花壇維持管理	箇所	1				
草処分費	t	1				
仮設費						
交通誘導員A	人	2				
交通誘導員B	人	6				

<p>委 託 名 天王川公園藤管理業務委託</p> <p>公 園 等 の 名 称 天王川公園</p> <p>委 託 場 所 津島市宮川町1丁目地内外</p> <p>委 託 金 額 円也</p> <p>委 託 価 格 円也</p> <p>消 費 税 相 当 額 円也</p> <p>委 託 概 要</p> <p>藤柵 1式 (南駐車場・シンボルツリー・中之島舎)</p> <p>木立造り 25本 登木 5本</p>													

委託費内訳表						
費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要	
委託費						
藤管理						
管理業務	式	1			明細票 第1号	
直接委託費計						
諸経費	式	1		20%		
委託価格						
消費税相当額				10%		
委託金額						

管理業務		明細表			第1号表			1	式	摘要	当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額							
種子除去	人	16									
造園工 5月開花後手ハサミ除去 (マスク・ゴーグル着用)	人	60									
造園工 5月開花後手ハサミ除去	人										
施肥	式	1.0						代価表 第1号			
剪定	人	60									
特殊作業員 7.10.1月つる整枝	人										
下つる除去	人	6.0									
造園工 随時	人										
病害駆除	人	8.0									
造園工 腐朽部等切除及び保護剤塗布	人										
灌水	人	8.0									
造園工 随時3月～8月散水	人										
防鳥糸張	人	2.0									
造園工	人										
棚下樹木剪定	人	4.0									
造園工 オカメササ・アジサイ剪定	人										
合計											
改め											

代価表						第1号表		1	式	摘要	当り	
施肥	名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額							
肥料												
センダン有機袋20kg	5月 8袋 1月25袋	袋	33									
ロソグアツブ	5月2袋 1月18袋 10・10・10+重+L.5 袋20kg 6月～10月・3月	袋	20									
マグミダス	袋15kg 各月 13袋	袋	60									
菌源炭	袋15kg 5月4袋 1月21袋	袋	25									
ブリスクワン	1L	本	6									
MOX酸素剤	10L	本	2									
施肥手間	造園工	人	16									
キニヌール		0	3.0									
処分費		t	13									
合計												
改め												

<p>委 託 名 天王川公園藤棚下水道清掃業務委託</p> <p>公園等の名称 天王川公園</p> <p>委 託 場 所 津島市宮川町1丁目地内外</p> <p>委 託 概 要</p> <p>浚渫工 180 m</p> <p>額 格 額</p> <p>円也 円也 円也</p>												

委託費内訳表						
費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要	
委託費						
水路清掃工	m	180			代価表 第1号	
汚泥処理量	m ³	60				
草等処分量	t	2.0				
交通誘導警備員B	人	3				
直接委託費計						
諸経費	式	1			20%	
委託価格						
消費税相当額					10%	
委託金額						

代価表						第1号表		100	m	摘要	当り	
水路清掃工						名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額		
					側溝清掃工(単独作業) 平均汚泥量q=0.33m ³ , 制約を受けない	m	100					
					排水管清掃者[高圧水洗浄式]	時間	11.79				代価表 第2号	
					散水車[トラック架装型] タンク容量1,800L	時間	11.79				代価表 第3号	
					ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積載	時間	11.79					
					諸雑費	式	1					
					計							
					1 m ² 当り							

代価表
第3号表

排水管清掃車[高圧水洗浄式]		1	時間	当り	
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手(一般)	人	0.17			
軽油 小型ローリー渡し(バトロール給油)	リットル	7.9			
排水管清掃車[高圧水洗浄式] (ジェット式)5.3~5.8m ³ 12MPa	時間	1			
諸雑費	式	1			
計					

委託費内訳表						
費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要	
本委託費						
公園整備工						
除草工						
機械除草工	m ²	3340			代価表 第1号	
機械除草工 (2度刈り)	m ²	5650			代価表 第2号	
人力除草工	m ²	1095			代価表 第3号	
草処理	t	8				
防護柵工						
木柵、擬木柵撤去・復旧	式	1			代価表 第4号	
雑工						
水面清掃工	式	1			代価表 第7号	

機械除草工		代価表			第1号表		1000 m ² 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役	人	0.4					
特殊作業員	人	1.8					
普通作業員	人	2.5					
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 2t積級	時間	1.4					
草刈機	日	1.8					
諸雑費	式	1					
計							
1 m ² 当り							

機械除草工 (2度刈り)		代価表			第2号表		1000 m ² 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役	人	0.5					
特殊作業員	人	2.2					
普通作業員	人	3.0					
ダンプロトラック [オンロード・ディーゼル] 2t積級	時間	1.7					
草刈機	日	2.2					
諸雑費	式	1					
計							
1 m ² 当り							

代価表						第6号表		10	m	当り
擬木柵撤去・復旧	名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要				
普通作業員		人	1.4							
諸雑費		式	1							
	計									
	1 m 当り									

委託費内訳表						
費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要	
本委託費						
除草工						
機械除草工	m ²	4040			代価表 第1号	
人力除草工	m ²	1040			代価表 第2号	
草処理	t	4				
直接委託費計						
諸経費	式	1			20%	
委託価格						

代価表
第1号表

機械除草工		1000		m ²		当り	
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役	人	0.4					
特殊作業員	人	1.8					
普通作業員	人	2.5					
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級	時間	1.4					
草刈機	日	1.8					
諸雑費	式	1					
計							
1 m ² 当り							

+

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費					
公園工事					
公園維持修繕工事					
防護柵工					
危険防止柵設置撤去工	m	661			V.0001 代価表 第1号
堤灯支柱設置撤去工	m	649			V.0004 代価表 第2号
駐車場柵設置撤去工	m	97			V.0002 代価表 第3号
付帯工					
不陸整正 有り,29mm以上,34mm未満;再生砕石 RC-40(基礎・路盤材:あゝくゝる材)	m ²	550			CB410010(001)
栈橋設置・撤去	箇所	1			V.0006 代価表 第4号

+

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁撤去・復旧工	箇所	1			V.0003 代価表 第5号
丸池浮標設置	箇所	1			V.0007 代価表 第6号
直接工事費計					
共通仮設費率分	式	1			
共通仮設費計					
純工事費計					
現場管理費	式	1			
現場管理費計					
工事原価計					
一般管理費等	式	1			

+

工 事 費 内 訳 表					
費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
工事価格					

+

平成31年4月18日 単価適用

第 1 号表 危険防止柵設置撤去工		代価表				(10.0 m 当り) 1.0 m 当り V 0001	
内容：		名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
切丸太	末口 φ7.5cm L=1.8m		本	7.5			UT0001
切丸太	末口 φ7.5cm L=4.0m		本	2.5			UT0002
普通作業員			人	1.25			A0002
諸雑費			式	1			BB0001
計							
	1.0 m 当り			/	10.0 =		

+

平成31年4月18日 単価適用

第 2 号 表 堤灯支柱設置撤去工		代価表				(10.0 m 当り) 1.0 m 当り V 0004	
内容：							
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要		
鋼管 L=4.0m φ48.6mm	本	2.5			UT0004		
普通作業員	人	0.64			A0002		
諸雑費	式	1			BB0001		
計							
1.0 m 当り		/	10.0 =				

+

平成31年4月18日 単価適用

第 3 号表 駐車場柵設置撤去工		代価表			
内容：		数量	単価	金額	摘要
切丸太 末口 φ9.0cm L=1.5m	本	6.7			UT0003
普通作業員	人	1.12			A0002
諸雑費	式	1			BB0001
計					
1.0m 当り		/	10.0 =		

+

平成31年4月18日 単価適用

第 4 号表 棧橋設置・撤去		代価表				1.0 箇所当り V 0006	
内容：		名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員			人	9			A0002
諸雑費			式	1			BB0001
計							

+

平成31年4月18日 単価適用

第 6 号表 丸池浮標設置		代価表				1.0 箇所当り V 0007	
内容：		名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員			人	0.5			A0002
諸雑費			式	1			BB0001
計							

+

平成31年4月18日 単価適用

第 7号表 トラッククレーン[油圧伸縮ジブ型]		代価表				1.0 時間当り K0402012	
名称・規格・条件	内容：25t吊	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手(特殊)		人	0.16		A0014		
軽油 小型ローリー渡し(ハ・トロワ給油)		リットル	7.1		B0001		
トラッククレーン[油圧伸縮ジブ型] 25t吊		時間	1		M0402012		
諸雑費		式	1		BB0001		
計							

河川水質調査結果【灌漑期】

河川名 丸池

採取場所 天王川公園

宮川町1

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最大値	最小値	平均値
採取日時		6月13日	6月5日	6月3日					
採取時間		9:33	9:25	9:22					
天候		晴	曇	曇					
気温	°C	27.0	27.5	33.0					
水温	°C	24.9	26.0	26.5					
1 透視度	度	27	23	27			27	23	26
2 pH		9.2	9.3	8.2			9.3	8.2	8.9
3 BOD	mg/L	2.5	1.9	2.7			2.7	1.9	2.4
4 COD	mg/L	8.3	9.9	10.0			10.0	8.3	9.4
5 SS	mg/L	19	19	16			19	16	18
6 n-ヘキサン抽出物質	mg/L	0.6	0.5未満	0.5未満			0.6	0.5未満	-
7 DO	mg/L	9.5	10.0	11.0			11.0	9.5	10.2
8 カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満			0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
9 全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出			不検出	不検出	不検出
10 鉛	mg/L	0.001未満	0.001	0.001			0.001	0.001未満	-
11 六価クロム	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満			0.005未満	0.005未満	0.005未満
12 七素	mg/L	0.001	0.002	0.001			0.002	0.001	0.001
13 全窒素	mg/L	0.64	0.52	0.75			0.75	0.52	0.64
14 全リン	mg/L	0.061	0.091	0.049			0.091	0.049	0.067

河川水質調査結果【非灌漑期】

河川名 丸池

天王川公園

採取場所

宮川町1

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最大値	最小値	平均値
採取日時		12月14日	12月4日	12月2日					
採取時間		8:53	9:50	9:31					
天候		晴	晴	晴					
気温	℃	6.5	10.0	9.2					
水温	℃	7.7	8.5	11.2					
1 透視度	度	49	50以上	26		50以上	26		-
2 pH		7.6	7.9	7.6		7.9	7.6		7.7
3 BOD	mg/L	1.8	1.2	2.2		2.2	1.2		1.7
4 COD	mg/L	5.6	9.6	16.0		16.0	5.6		10.4
5 SS	mg/L	6	8	12		12	6		9
6 n-ヘキサン抽出物質	mg/L	0.7	0.5未満	0.5未満		0.7	0.5未満		-
7 DO	mg/L	7.9	10.0	10.0		10.0	7.9		9.3
8 カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満		0.0003未満	0.0003未満		0.0003未満
9 全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出		不検出	不検出		不検出
10 鉛	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満		0.001未満	0.001未満		0.001未満
11 六価クロム	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満		0.005未満	0.005未満		0.005未満
12 七素	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満		0.001未満	0.001未満		0.001未満
13 全窒素	mg/L	0.39	0.83	0.92		0.92	0.39		0.71
14 全リン	mg/L	0.036	0.0046	0.041		0.041	0.005		0.027

意見・要望一覧表(書面又はホームページから提出されたもの)

年度	意見・要望
平成29年度	防犯カメラが少なすぎるので、公園とか人が集まる場所には付けてほしいです。
平成30年度	中央トイレ男性用の真ん中の洗面台が反応しない。
	津島市を盛り上げるために催しを検討している。以下について知りたい。 1) イベント等の予約状況 2) 過去に公園を利用したイベントで市主催以外のもので、民間主催(学校、企業、NPO、各種団体など)で市が協賛、後援して行われたイベント(祭事、競技会、展覧会、撮影会など)にはどのようなものがあったのでしょうか? 3) 市、民間主催にかかわらず、祭以外で市民に愛され、公園で恒例となっている催しはどのようなものがあるのでしょうか? 4) イベント内容によっては、藤まつり、秋祭り、等に絡めることも可能でしょうか?
	藤開花状況確認と祭りの日を教えてください。
	公園利用以外の駐車をよく見かける。また、毎日決まった場所に停まっている車があるので何とかしてほしい。
	以前のように苗木の無料配布を行ってほしい。
令和元年度	動物の糞尿がこわいので、砂場に柵がほしいです。 昼前くらいに、遊びに行ったときに、銅像の隣の草むらで、立ち小便をしているお年寄りがいました。ショックです。草むらもこわくなってしまったので、予防のためにも刈ってほしいです。
	野良猫について、本日早朝に天王川公園を散歩中に遊具広場の川の東側(小屋前)で、突然野良猫に攻撃されて、足をかまれました。多数の野良猫が確認できますので、処置はできないのでしょうか?
令和2年度	現在進行している鉄製の柱が藤には合わない。 何故今の擬木から鉄製のポール及び棚にするのか?
	以前池の水を全部抜いて、へ泥を除去したことがあります。もう一度やってみてはいかがでしょうか? 勿論、費用がかかりますがTVで上映している「池の水全部抜く大作戦」? を利用すればどうでしょうか。津島の宣伝にもなるし、池はきれいになるし一石二鳥です。
	今年も藤棚の整備工事が始まりましたが、現場の方がくわえタバコで一般の園路を歩いていました。 大変、違和感を覚えます。特に、子供さんに対しては大変危険です。現場内で喫煙するのであれば喫煙場所を設けるなり、環境対応することは必須だと思います。
	野良猫の保護について、動物と人間がうまく共存できるような町づくりを何とかお願いできないでしょうか。
	公園内の看板に動物に食べ物を与えないでほしい旨の記載がありました。もし本当に市の管理課なる部署が立てたなら、市民と公園の動物との触れ合いに水をさす無粋な立て札だと思います。 この立て札については是非ご確認、その記載内容についてご再考をお願いします。
	噴水の所の祭りのタイルモザイクの両横の水色部分を、取ってまた同じ水色に張り替えたのはどうしてでしょうか。割れがあったようには見えなかったのですが。
	天王川公園の噴水は何日から稼働しますか? 小さな子供がいるので遊ばせたいと楽しみにしています。
噴水が新しくできてきれいになりましたが、どうしてぞうさんのすべり台をなくしてしまうのですか? まだきれいだったし、子どもが生まれたので使いたかったです。他のすべり台は小さい子どもだとまだ難しいです。小さい子どもがひとりで滑れるようなもの作ってください。	

年度	意見・要望
令和3年度	噴水の所の蛇口で、水風船を作っている子をよく見かけます。破片が散らばったりして、排水などに影響があるかと思います。
	睡蓮の花はいつ頃まで見られますか？一度見に行きたいのでよろしく教えてください。
	天王川公園内の丸池の東側に消防組員之碑が立っていますがその前に水飲み場があります。しかし残念ながら蛇口が外されて使用不可能になっています。池の周囲は多くの人が散歩ジョギングしていますが、私の知る限りここしかありませんので通常使用できる状態にしてください。
	天王川公園で野良猫の餌付けをしている方が複数いる。餌やり禁止をあちこちに表示してください。
	天王川公園に行ったら、コロナ禍なのに出店がいくつかいた。藤まつりも中止になったけど同じ状況だったのではないですか。

小学校通学路

